

古田史学の会・東海

東海の古代

第92号 平成20(2008)4月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 <Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp>

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

古代出雲旅行に参加を

今年も次のように旅行を計画しましたので、皆様のご参加をお待ちします。

日 時：平成20年5月3日（土、祝日）～5月5日（月、祝日）

見 学 先：島根県出雲地方（出雲大社、荒神谷遺跡、美保神社、歴史博物館等）

見学地にはレンタカーで行きます。

集合場所・時間：JR西日本松江駅（午後1時40分頃 ※JR名古屋駅を午前9時15分発）

解散場所・時間：JR西日本松江駅（午後2時30分頃 ※JR名古屋駅に午後7時29分着）

宿泊場所：ビジネスホテル（シングル）

費 用：宿泊（2泊）、レンタカー、見学場所の入場料等は実費（約2万5千円）

（※名古屋～松江往復費用は約3万円）

申 込 先：事務局（林 伸禧）Tel&Fax：0561-82-2140

E-mail：furuta_tokai@yahoo.co.jp

申込期限：平成20年4月16日（水）

会 員 募 集

平成20（2008）年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特 典：・例会参加料（500円）無料（例会欠席時は、例会資料を送付します。）

・会報誌「東海の古代」の配布

・論集の配布

「古代出雲旅行」を企画されたひとの、思いをお読み下さい

古代出雲旅行のお誘い

名古屋市長 田中正一

1 見学場所

松江駅は宍道湖とその東の中海との間に位置しています。

島根県立古代出雲歴史博物館（出雲市）

松江駅から宍道湖の東岸に沿いつつ南下すると武内神社があり、西南西に行くと、八雲立つ風土記の丘、神魂神社、八重垣神社（松江市佐草町）があります。古墳もあります。

松江中央ICで松江バイパスに入って宍道湖の南岸に沿いつつ西に向かい斐川ICで降りると銅剣の荒神谷史跡公園（荒神谷遺跡、銅剣358本）があります。それから東に向かい南下すると銅鐸群が出た加茂岩倉遺跡があります。

それから高速または54号で南下すると、三刀屋木次の近くに斐伊神社、神原神社（神原古墳、景初3〈239〉年銘の三角縁神獣鏡出土）があります。

再び北上して北西に向かうと出雲大社があり、更に西に向かうと稲佐の浜があります。

宍道湖と中海の間を松江駅から南下し、東行すると、伯耆古代の丘公園、妻木晩田遺跡（900棟以上の建物群、30以上の墳丘墓）があります。

その他、熊野大社（出雲国一宮、素戔鳴尊らしい）、須佐神社（素戔鳴尊、出雲市から南への山中）、佐太神社（松江市北西8キロメートル、鹿島町、出雲国二宮、佐太御子大神〈猿田彦の子供でしょうか〉）、須我神社（日本初の宮との伝承あり）、美保神社（美保造りという様式で建てられています、えびす社3385社の総本山、「えびす」とは何者？、「えみし」と言葉が非常に似ている）、貴船神社（全国2000社の貴船神社の総本宮、「おかみ」をまつる。かみに敬語「お」をつけているものとして、実は偉い神様〈もちろん人〉でしょうか）、伊布夜神社（『古事記』の伊布夜坂に関係します。）、三屋神社（大国主の正妻である須勢理姫を祭る）、韓国伊太氏神社、真名井神社（もとイザナギと言うそうです、松江市）、な

どがあります。

とても全部は行けないと思います。沢山回るのではなく、ゆっくりと代表的なもの（特に摂社や門客神など）を見てみたい。時間が来たところでおしまいという旅行です。どのように回るかはみんなで決めましょう。

2 旅行の目的

人と他の動物との違いは、好奇心の有無と誰かが言っていたような記憶がありますが、子犬などの動物も好奇心が旺盛な点を考えますと、大した差は無いようにも思えます。

確かなことは、「知る」ことにより好奇心をもつ人は満足感を得られることです。ただ、いろんなことを知るのに、人の一生は余りに短い。私には、この道楽のための時間がいつまで残っていることやら。

好奇心は空間の中へと向かい、また、時間の中すなわち過去へと向かいます。この過去の時空間についての好奇心を満たそうというのが本会の目指すところだと思います。

「15万年前に北アフリカに生きた一人の母親が現在のすべての人間の先祖である」との学説が国際的に認められているようです。

平均的な人間一人の一生を50年、子供の生む時の母親の平均年齢を25歳と仮定すると、この一人の母親から現在までたった3000世代、家系的に言えば6000代前に過ぎません。

この人たちが、ゴビ砂漠を越え、ベーリング海（当時は繋がっていた）を越え、アラスカからパタゴニアまで達しています。ペルーの古代遺跡の炭素測定は5500年前を示しています。

1万2千年～1万4千年頃は気候的に画期的な変化があったようで、それまではシベリアは非常に温暖だったようです。

佐世保市の泉福寺の土器は炭素測定にて1万4千年前を示しています。

ゴビ砂漠越えてバイカル湖畔に達した人々は、二手に分かれて、一方は樺太から南下した北回人となり、他方は朝鮮半島経由できた半島経由人となっています。

ただ、インドから東南アジア経由で中国大陸に達した南回人も、直接または半島経由日本列島に達したと思われます。

その頃、日本列島にいたのは、インドから東

南アジア経由で日本列島へやってきた先着(?)の南回人(縄文人?)だったのでしょか。日本列島へ追われ追われてきたのか、それとも進取の気性をもった開拓者であったのか。

先に着いた氏族の後に次の氏族が着いて重層的になり、日本列島は人々が吹き溜まる終着点となりました。

これらの人々が到来した時期から奈良に大仏を作る時期まで、一体どうなってんねんと言うのが、私を知りたいところです。

学者も本当は良くわからないようで、「～と見なしてよいようだ。」「～と思われる。」などの逃げ道付きの学説が多すぎます。

これは学問というよりも、もはや個人的見解に過ぎないと思われ、そんなレベルの話は、学校で断定的に教えるのではなく、こんな説もありますがよくわからないと教えれば、好奇心の強い子供たちはかえって興味をもつように思います。

年表暗記が歴史じゃないよと言いたいよ。

天の邪鬼と横紙破りとを不朽の家憲とする家系の末裔であると信じる私は、このような学説(私説?)集合体のごとき「日本古代史」は実におもしろいということになります。

炭素測定が欧米の主流になってからずっと後になって、突然、弥生時代を500年以上遡らせたり(夜白式土器、板付式土器の炭素測定は紀元前900年。もっと早く修正してくれと言いたい)。

戦争に負けた途端にコペルニクスの転回をして平然としていたり、土器編年と炭素年代が食い違っても土器編年に固執している。

実に科学技術畑の人間から見れば、ほとんど水木しげるの妖怪漫画のような世界です。

日本史の世界でも医学における教授回診行列みたいな感じなのでしょうか。

このことから、半島経由人の一つの到着点と思われる出雲が今回の旅行先に決まりました。なにしろ人々が文字なんてめんどくさいものは無視していたというより存在しなかった時代(おおざっぱに2000年程前)ですが、口碑伝承、言語(例えば地名)、神社(信仰)、墓制というようなものの耐久性は、かなりなものようです。例えば、寺の歴史が1300年程もあるにもかかわらず、今でも新年や七五三や合格祈願には神社に行きます。

出雲大社が縁結びの神様というのは、政略結婚により出雲族は生き残ってきたことの証かなと、深読みをしたくなります。

あまり情報が変化しない時代の2000年なんて、人間50年と仮定した世代数で言えば僅か40世代前、母親25才と仮定した家系世代で、80代程度前に過ぎません。

文字はなくても、神社、古墳、伝承は少しずつなかを教えてくれそうな気がします。

私は、古代に関する知識については素人です。ただ、自分の考えはもっています。

自分の考えを他人に押しつける気持ちはありません。でも、他の人の考えが自分の謎を解明するに参考になれば、自分の考えが他の人の何かの参考になればと思っています。

私のような素人集団の素人旅行ですが、飛び入り参加大歓迎ですので、よろしく願いいたします。

中国(大陸)だって、漢字が一般に普及したのはずっとずっと後で、殷の時代の一般人は文字なんて日常使うことは無く、ただひたすら伝承で伝えていたはずですよ。

殷、夷(多種類の夷族がいます)、倭(委)、越、発音に類似性があります。殷の滅亡と弥生の始まりに大きな年代の開きはありません。私には、鬯草を献じた夷人は心掛けが良いということで、「委」又は「倭」の字で表記してもらったように思えます。

王国としての新羅(シンラ、シルラ)の建国前に、領域名としての「しら」があったと考えています。

「あら」、「から」、「く・たら(百濟^{ペッチェ})」など何か日本語的な語感があります。地名接尾語の「ら」を取れば全部1字名となります。

「蓋国は巨燕の南、倭の北」や「倭国の極南界」や「南、倭に接する」などの史書の記載から半島あるいは大陸に居た東夷人である委人の一派が列島に流入して多くの倭国を建てたとすれば、それ以前又はその東の国はなんと呼ばれていたのでしょうか。

というわけで、

- ・初めての旅行参加の方
- ・好奇心の強い方、
- ・暇のある方、

全然、大歓迎です。

前号に引き続き、平成19年11月の例会で発表した「磐井の乱はなかった」に対する質問について、20年1月例会に回答された内容を掲載します。

「磐井の乱はなかった」に対する 問題提議等についての私の考え(3)

名古屋市 石田敬一

8 石人石馬の壊れ方は恨みを込めたものではないか。

私も林俊彦氏も、この筑後国風土記逸文を記述どおり読めば、いわゆる磐井の戦いの後の石人石馬の状況が描写されており、記述した時点では、石人石馬が破壊された様子がないということを主張しています。

ところが、私が通説に従って風土記成立は8世紀と記述したため、この風土記が成立した時期によっては、そのように言えないのではないかと例会で問題提議がありました。

私が言いたかったことは、磐井の戦いの後に石人石馬が整然と並んでいる様子が、この風土記に描写されているということです。つまり前後関係としては、磐井の戦いにおける石人石馬の破壊が前で、石人石馬が整然と並んだ風土記成立時が後です。ですから、この私の主張は、直接、風土記成立時期と関係するものではありません。

しかし、説明が舌足らずでもあり、また風土記成立の時期を記述したため誤解を招きました。

そこで、再度、私の主張の内容を整理します。

まず、私の立場は、筑後国風土記の内容を信じるという立場です。

なぜか。

それは書かれてある内容と現地状況が一致しているからです。

そして、その筑後国風土記では、確かに石人石馬は整然と並んでいました。

それも破壊されていたとは書かれていません。

筑後の国の風土記に曰はく、上妻の県。県の南

二里に筑紫君磐井の墓墳あり。高さ七丈、周り六十丈なり。墓田は、南と北と各六十丈、東と西と各四十丈なり。石人と石盾と各六十枚、交陣なり行を成して四面に周匝れり。

(『釈日本紀』所引筑後國風土記)

(読み下し、下線は石田による。以下同じ。)

この下線部の内容を私なりに解釈すれば、石人と石盾の各六十枚が一行にかわるがわる並んで続き、行となって、墳墓の外周を取り囲み警護しているということだと思います。

続いてこの風土記には別区に石人石馬等の状況が記述されています。

東北の角に当りて一つの別区あり。号けて衛頭と曰ふ。衛頭は政所なり。其の中に一の石人あり、縦容に地に立てり。号けて解部と曰ふ。前に一人あり、裸形にして地に伏せり。号けて偷人と曰ふ。生けりしとき、猪を偷みき。仍りて罪を決められむとす。側に石猪四頭あり。臑物と号く。臑物は盗みし物なり。彼の処に亦石馬三疋、石殿三間、石蔵二間あり。

(『釈日本紀』所引筑後國風土記)

縦容に地に立った石人。裸で地に伏せた石人。石猪四頭。石馬三疋。石殿三間。石蔵二間。ここでも総てのものが全く破壊された様子がありません。

つまり、石人石馬について風土記に記述されたときには、破壊されていません。

この記述時点ではすっかり修復され整然と並んでいるのです。

以前に林俊彦氏が示したとおりです。

この記述の後に続いて、古老が伝えて言う内容が書かれています。

古老傳えて云う。雄大迹天皇のみ世に當り、筑紫君磐井、豪強暴虐にして、皇風に偃ず、生平の時、預め此の墓を造る。俄にして官軍動發し、襲んと欲する間、勢勝たざるを知り、獨り自から豊前國上膳縣に遁れ、南山峻嶺の曲に終る。

是に官軍、追ひ尋ねて蹤を失ひき。土、怒りは泄いて、石人の手を撃ち折り、石馬の頭を打ち墮しき。古老傳へて云う、上妻の縣に多く篤疾有るは、蓋し茲に由るかと。

(『釈日本紀』所引筑後國風土記)

語り口調で書きますと「雄大迹天皇の時のことじゃが、筑紫君磐井は皇風に従わなかったそう。磐井は生きていうちから墓を造っていたそう。それで突然官軍が襲ったのじゃが、磐井は上膳縣に逃れて官軍は磐井を見失ってしまったそうじゃ。このために、官軍の士は怒って石人石馬を壊したそう。上妻縣に篤疾が多いちゅうのは、おそらくこのためじゃなかろうか」

以上の「筑後の国の風土記に曰はく」に始まり、「蓋し茲に由るか」までの一連の記述について、文章構成を整理します。

①まず、筑紫君磐井の墓墳について記述されています。これは、この風土記が書かれた時点の内容です。ここでは、石人石馬はきちんと並んでいるという状況を描写しています。

②次に、筑紫君磐井の墓墳の東北の角にある別区について記述されています。これについても、この風土記が書かれた時点の内容です。ここでも、やはり石人石馬などは、壊された様子がない状況を描写しています。

③最後に古老が伝えるところの内容が記述されています。ここでは雄大迹天皇の時に起こった官軍による石人石馬の破壊について語られています。それと上妻の縣に多く篤疾があるのは、おそらく茲に由るのだろうと古老の推測が書かれています。古老が昔こんなことがあったと伝えて言うわけですから、とりもなおさず①、②が記述された時点以前の事です。

以上の文章構成で明らかなことは、風土記が書かれた時点では、石人石馬はきちんと並んでいて壊されていない。修復されて整然と並んでいるけれども、古老が言うには、昔、磐井への官軍動発があった際には、石人石馬が壊されたことがあったということです。

くどいようですが、この整然と並んだ石人石馬の記述は、磐井への官軍動発時点の後の事なのです。

逆に言えば、風土記の編者は、官軍に石人石馬が壊されたというエピソードについて記述することにより、風土記を記述した時点では、石人石馬が整然とあることを強調したかったのではないかと考えてしまうほどなのです。

この風土記の記述を素直に読めば、官軍に壊された、その後の磐井の墳墓に石人石馬が整然と存在する状況がわかると、私は思います。

とすれば、我々が今生きている現在、石人石馬の中に壊れたものもある状況は、恨みを込めて官軍に破壊された結果であるのではなく、風土記成立時に修復された後から、今までの1500年近い長い年月の間に、風化して自然に崩れたり、石像物をいたずらや遊び半分などで傷つけたり、他で利用するために壊されたり、またそれらのことが相互に関わって現在の姿になったと考えるのが妥当ではないでしょうか。

実際に見る人によって、それは恨みを持ってひどく壊されたようにも見えるかもしれませんが。また反対に、それほどひどい壊れ方とは感じられない人もいます。林俊彦氏は、良く保存され残っているという感触を受けたと述べられています。

これまで述べてきたとおり、石人石馬の現状は恨みを込めて官軍に破壊された結果ではありません。

この筑紫君磐井の説話について、現代人は読み方が違っていたのです。今石人石馬が壊れているのは、磐井への官軍動発の時に壊された姿がそのまま残っているのにちがいないという先入観で決めつけていたのです。

私は筑後国風土記逸文を素直に読んだ結果、風土記成立時点で石人石馬は修復されて整然と並んでいたということがはっきりしたと思います。

従って、石人石馬は、磐井への官軍動発で破壊され、その後、風土記成立の時点では修復されていた、そうした経過を経て現在の姿になったのであって、近畿大和軍や唐・新羅連合軍が恨みを込めて壊したものではないと考えます。

以上です。

さて、私や林俊彦氏の主張と筑後国風土記が書かれた時期については直接関係はありませんが、問題提議を契機として、次に筑後国風土記が書かれた時期について考えます。

まず、以上に述べてきたように、この筑後国風土記の成立は、磐井の戦いを昔のこととして

いるので、磐井の戦いからしばらく経った以後のことです。

風土記の成立は、通説では、『続日本紀』の記述に従い、8世紀とされます。

五月甲子、畿内七道諸國郡郷名著好字。其郡内所生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録色目。及土地沃墾、山川原野名号所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍亦宜言上。

（『続日本紀』卷六 和銅六年（七一三）五月甲子 癸亥朔二）

五月二日（甲子）、畿内七道、諸国の郡・郷の名には、好き字をつけよ。其の郡内に生ずる所の銀銅彩色草木禽獸魚虫等の物は、具（つづさ）に色目を録せしむ。及び土地の沃墾、山川原野の由来する所の名、また古老の相伝、旧聞、異事は史籍に載せ亦宜く言上すべし。

風土記という言葉は書かれていませんが、『続日本紀』の和銅6年5月甲子（713年）に、元明天皇が諸国に、いわゆる風土記の編纂を命じた記述とされます。

しかし、古田先生を始め多くの学者が主張されているとおり、九州の風土記には、^{あがた}「^{こおり}県」風土記とそれより新しく成立した「郡」風土記の2種類があることは、よく知られていることです。

この筑後国風土記における磐井の説話については、「上妻の県」というように「県」がありますから、当然、「県」風土記です。

ただ、古田先生は、この磐井の説話の一部に疑義があるようです。

ここで、古田先生は、2種類の風土記と筑紫君磐井の説話に関して、どのように考えておられるのか再確認したいと思います。

『市民の古代・古田武彦とともに』第4集（1982年）で「九州王朝の風土記」と題して古田先生が説明された中から、関係する一部を抽出して記載します。

そこで時間の関係で話を終りのところにもってきますと、実は日本書紀自身に、これを裏付ける話があったんです。これはごく最近、四月十日（一八八一年）前後にみつけた話なんですが、日本書紀の履中四年ですね、ここにこういう記事がある。

始之於諸国置国史。記言事達四方志。

四年の秋八月の辛卯の朔・戊戌に、始めて諸国

に国史を置く。言事を記して四方の志を達せしむ。という言葉がある。ここの「国史を置く」というのは、史官ですね。諸国に史官を置いた。そして「言事を記す」や「四方の志を達す」というのは中国の文献に出てくる表現でありまして、“風土記を作らした”という事です。各国の風土・産物・歴史を書かしたという意味の文章なんです。原典が杜預という人の春秋左思伝の序の注釈に出てくる言葉なんです。又漢書芸文志に出てくる言葉を、とって、この文章を作っているんです。岩波の古典文学大系の補注（12—10）にも出てきます。陳寿と同じ西晋の杜預という人の文章に「四方之志を達す」や「各々、国史有り。」が出てくる。「左史、言を記し、右史、事を記す。」が漢書地理志に出てくる。これを背景にして、キチツとした、きれいな漢文を作っているわけです。……（中略）……

事実、今までのべたように、風土記は二種類ある。「郡」風土記以外に、それ以前と思われる「県」風土記があるんです。しかも重要なことは、この履中四年の記事が、古事記に全くない、ということです。だから先程と同じ論理によりまして、本来“あった”ものを、太安万侶が切ったのか、それとも、本来“なかった”のに、どこからか取ってきて、“付け加えた”のか、という事になってくるわけです。そして先程からと同じ論理によりますと、よそからもってきて、付け加えた、という事にならざるをえない。

しかも履中四年の文章は、見事な漢文です。ところが和銅六年の風土記は、和文を“ひっくり返し”て一見漢文風に書いただけのものです。A型・B型二種類の風土記を比べてみると、井上通泰以後、坂本太郎、田中卓と、各論者が共通して認めている事は、A型の「県」風土記は漢文調、しかも漢字をよほど知っている人でないと書かないような「逸都」なんてむづかしい字を書いている。全体の文章も立派な漢文です。ところが「郡」風土記は和文調なんですね。……（中略）……

例えば三番、磐井の君の説話ですね。これが「県」風土記なんです。ここを私の『失われた九州王朝』で論じた一節がございましたね。その時に、どうもこの文章はおかしい。磐井の扱い方が、どうも磐井に非常に同情して書いてある。古事記・日本書紀では磐井を斬った、と、簡単だが明白に書き放してある。ところがこの風土記では、「豊前の国上膳の県に遁れて、南山の峻（さか）しき嶺の曲（くま）に終る。」なんか“おいたわしや。”という感じ

で書いてある。又その後の“石人石馬をこわした”にしても、なんか天皇家側が“悪い奴だ”というイメージで書かれている。“乱暴だ。”とね。にもかかわらず、部分的には「雄大迹の天皇のみ世に当りて、筑紫の君磐井、豪強・暴虐にして、皇風に櫃(したが)はず。」と、なんかとってつけたように“磐井をけなす”というか“大義名分上げしからんのだ”という言葉がパツとはさまっているわけですよ。という事は、つまり、一人の人間がズーッと初めからとおして書いたら、こんな“異質”の文体ふくみでは、おかしいわけですよ。

だから“本来あったもの”に、あとから手を加えている。あとから天皇家側の手が加わっている。“部分挿入”されている、という風に考えますと、この文面の正体がわかる。私も『失われた九州王朝』の時、そこまで、この風土記問題までは答が出てなかったんですが、文体がどうも矛盾している、二つの異なったニュアンスがあらわれている、と、その事だけを指摘したのですが、いま考えてみますと、本来の風土記に“新たな手”が、加えられた跡であったわけです。

つまり古田先生は、漢文調の「県」風土記と和文調の「郡」風土記があって、磐井の説話に関しては「県」風土記とはするものの、部分挿入があり「雄大迹の天皇のみ世に当りて、筑紫の君磐井、豪強・暴虐にして、皇風に櫃はず」のところには天皇家側の新たな手が加えられていると考えておられます。

私は、もちろん、この筑後国風土記の記述にある磐井の説話について「上妻の県」というように「県」がありますから、「県」風土記であると思います。

また、古田先生が示されたとおり、九州王朝が命じた「県」風土記は、履中四年(403年)以降に成立したと思います。

ところで「郡」風土記の場合、編纂にかかった年数としては、「播磨國風土記」が霊龜元年(715年)、「常陸國風土記」が養老二年(718年)と早い時期に撰進されましたが、「出雲國風土記」は、その奥書に「天平五年二月卅日に勘へ造る」とあり、天平五年(733年)の編纂とすれば、和銅六年(713年)の指示から20年かかったこととなります。

この「郡」風土記の例に従えば、筑紫国風

土記などの「県」風土記は、遅くとも履中四年から20年ほどまでの間に、つまり5世紀中旬以前には成立したことでしょう。

ただ、ここでは、筑紫国風土記ではなく、筑後国風土記となっています。

筑後国風土記の成立時期については、記述の内容から磐井の戦い以降であることはすでに述べました。

そして、筑紫国が筑前国と筑後国に分割された時期がこの筑後国風土記の成立時期のポイントになります。

磐井の戦い以降、遅くとも7世紀末までと考えられますが、初めて日本書紀に筑前、筑後、肥後、肥前、豊前、豊後など国名に前・後が見えるのは、「肥後国」が推古十七年四月条の記事です。

(推古十七年)夏四月丁酉朔庚子、筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣、惠弥為首、一十人、俗人七十五人、泊于肥後国葦北津。

とすると、推古十七年(609年)には「肥後国」と同様に「筑後国」も既にあっただろうから、私は遅くともこの7世紀初旬には筑後国風土記が成立したと思います。

さて、古田先生が示された部分挿入の件についてですが、ここは確かに異質の文体だと思います。

しかし、この記述は古老が話した説話です。昔々こんな事があった。そうした物語ですから、古老が語った話しとして記述されているのだと思います。

古老は物語を語る噺家のように、第三者的になって、磐井側に立った話もあり、官軍側に立った話もありなのだと思います。

物語なのです。

文体が異なっても、私は違和感を感じません。むしろ古老が伝えたことを記述した証であると思います。

ですから、後から新たな手が加わったとは思いません。

そのまま素直に読めばいいと思います。

「県」風土記は、公文書として、きっと地方

の別府から中央の太宰府へ送られたことでしょう。そして筑後国のことを記述した筑後国風土記は、九州王者に献上したものであるはずで

九州王朝の王者に、私たちの国である筑後国には、九州王朝の雄大迹天皇の時代に筑紫君磐井がいた。その墳墓にある石人石馬は破壊されたこともあったが、今は手入れされて整然と残っていると奏上したのです。

ところが、この筑後国風土記を読んだ日本書紀編者は、この雄大迹天皇の時代というのを九州王者のことではなく、近畿の継体に当たると勘違いして、日本書紀に記述してしまったのだと、私は思います。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の再検討—絶対年度の復元—」を掲載します。

古代史の再検討(2)

—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

4 暦法の開始

実年代復元に当たって第一に留意しなければならないのは、暦のない時代にどのようにして各古代天皇の暦を記し得たのか、という問題である。

『日本書紀』の場合は前回記したように、人為的に年代を極端に引き延ばしてあるため、使用できない。

残るは『古事記』であるが、『古事記』は神武から推古に至る古代天皇33人中15人についてその崩御年を記している。

第2表がそれである。同表は非常に重要である。実年代を伺う唯一無二の資料といってよいからである。『古事記』を信用するか否かは自由であるが、その批判は復元を試みてから後の話である。『古事記』は崩御年を半数以下の天皇しか記していない。これは伝えられていた崩御年だけを記したと考えるとよく、不明は不明のままにしてあるのが作作的でない証拠といってよい。

さて、最初に戻ろう。暦のない時代にどのよ

第2表 古事記崩御年月日

代	天皇名	古事記 没年令	日本書紀 没年令	古事記崩御年月日
10	崇神	168	119	戊寅年十二月
13	成務	95	107	乙卯年 三月十五日
14	仲哀	52	52	壬戌年 六月十一日
15	応神	130	111	甲午年 九月 九日
16	仁徳	83	143	丁卯年 八月十五日
17	履中	64	70	壬申年 正月 三日
18	反正	60	—	丁丑年 七月
19	允恭	78	—	甲午年 正月十五日
21	雄略	124	62	己巳年 八月 九日
26	継体	43	82	丁未年 四月 九日
27	安閑	—	70	乙卯年 三月十三日
30	敏達	—	48	甲辰年 四月 六日
31	用明	—	48	丁未年 四月十五日
32	崇峻	—	—	壬子年十一月十三日
33	推古	—	75	戊子年 三月十五日

うにして各古代天皇の暦を記し得たのだろうか。

『三國志・東夷伝』に『魏略』（ぎりやく）を引いて、脚注に

「倭人は正歳を知らず春秋をもって歳としている」

という意味の記述がある。原文を示すと次のとおりである。

「其俗不知正歳四節但計春耕秋収爲年紀」

同文は必ずしも二倍年暦を示す一文ではないとする解釈もある。だが、誰にも疑いようがないのは「倭人は正歳を知らなかった」という部分である。暦のない時代にどのようにして各古代天皇の暦を記し得たのだろうか。という疑問は解消されない。

問題は「計春耕秋収爲年紀」の解釈である。次の二つが考えられる。

- ① 春に耕し秋に収穫して一年とする。
- ② 春耕の際年を計り、秋収の際年を計る。

どちらが自然であろう。私たちは前半部分を忘れてはならない。「不知正歳四節」とある。

「正歳」も「四節」も一年のことである。こうなる。「一年を知らない。ただし、春秋で数えて一年としている」。春秋で一年という意味なら、倭人は一年を知っていることになる。「一年を知らない。ただし、一年を知っている」となって自己矛盾になってしまう。

鍵は「但計」にある。最初に数える「計」と記しているから春と秋、つまり二回、歳を数えていたとする②の方が私には自然に映る。

倭はいわゆる二倍年暦だった、というのはこれまで多くの古代史家が論じているのも故ないことではない。

第二に、では二倍年暦はいつの時代まで続き、いつから普通の暦になったのか、という問題がある。

これについては、はっきりしない。が、平安中期に編纂された『政事要略』によると、「推古12年(604年)より暦法開始」とある。

同説を採用すれば二倍年暦は推古11年まで続いたことになり、これが第一候補となる。

次に、『日本書紀』には次のようにある。

持統4年11月條

「奉勅始行元嘉曆與儀鳳曆」

いうまでもなく、「持統4年11月に天皇名の文書を発し、始めて元嘉曆と儀鳳曆を行うことになった」という意味である。

通常準備に一年はかかるであろうから、実際の実施は持統6年とみなされている。が、逆にそれまで試行が行われていたのではないかという考え方もできる。試行期間もなく、いきなり正式採用(奉勅)というのも妙だ。実体は不明である。

で、ここは『日本書紀』に従って、新暦は持統4年開始としたい。

持統天皇といえ、『日本書紀』が記す最後の天皇で、持統没後、『日本書紀』編纂までわずか二十数年しかない。それ故、『日本書紀』の記述は非常に信憑性が高いことになる。

暦法開始は持統4年(690年)からとするのが第二候補となる。

ただし、『日本書紀』の持統4年11月條の記事は妙だという解釈もある。元嘉曆と儀鳳曆では同日の干支が異なるから同時併用はあり得ない、という説である。すなわち、元嘉曆から儀鳳曆に切り替えたという意味ではないか、というのである。が、同説は原文から逸脱する。

「與」は最も素直に読めば「AND」であって決して「CHANGE」ではないからである。何よりも『日本書紀』自身が元嘉曆を用いて決して儀鳳曆ではない。

もう一つの謎は、わが国最古の元嘉曆を示す

持統3年の木簡が見つまっていることである。ただし、この木簡だけでは公式(奉勅)に採用されていた証拠にはなるまい。やはり奉勅してスタートしたという『日本書紀』自身の記述は重い、といわざるを得ない。

暦法の開始は、第一候補の推古12年(604年)か、第二候補の持統4年(690年)か、にわかには決めがたい。

そこで、これら二つの可能性を考慮に入れながら検討しなければならない。

5 在位年数の問題

復元に当たってもう一つ考慮しなければならない問題は古代天皇の在位年数の問題である。

『古事記』に崩御年齢が明記されているのは23天皇である(第1表 ※16頁に掲載)。

その合計をとると1999歳。これが二倍年暦なら、実年齢は半分の1000歳となり、23で割ると43歳ほどになる。古代人の平均年齢が43歳というのはちょっと長い気がする。が、『古事記』以外に根拠となるものはなく、一応尊重せざるを得ない。『古事記』には天皇が何歳の時に第一子を授けられたか記載がないので不明だが、平均20歳だったとすると一世代の長さは20年になる。ところが当時の天皇は兄弟で即位したり中には2度即位した天皇も存在する。

第3表 古代天皇の実質世代数

世代	参考事項	代・天皇			
1		16代仁徳			
2	仁徳の子	17代履中	18代反正	19代允恭	
3	允恭の子	20代安康	21代雄略		
4	雄略の子	22代清寧			
	市辺之忍齋王の子	23代顕宗	24代仁賢		
5	仁賢の子	25代武烈			
	武烈の姉の夫	26代継体			
6	継体の子	27代安閑	28代宣化	29代欽明	
7	欽明の子	30代敏達	31代用明	32代崇峻	33代推古
8	押坂彦人大兄皇子の子	34代舒明			
9	茅渟王の子	35代皇極	36代孝徳	37代斉明	
10	舒明の子	38代天智	40代天武		
11	天智の子	39代弘文	41代持統		

注 皇極と斉明は同一人物で2度即位している

第3表をごらんいただきたい。兄弟が次々と即位している様子が鮮明である。十六代仁徳天皇から四十一代持統天皇まで26代である。多少異論もあろうが、実質的な世代交代は10回にすぎないとみてよい。

一世代20年とみれば220年で、その間に天皇が25交代している。

200を25で割ると、8年。つまり平均在位は8年に過ぎない計算になる。

さて、要するに古代天皇は寿命も短く、在位年数も非常に少ないと考えて差し支えない。早い話、三人の兄弟すべてが次々に天皇に即位した場合、兄弟の年齢差は数年の場合もあろう。ために、崩御年の間隔も非常に短くなる。

6 実年代の復元

以上の点を念頭に置きながら実年代の復元にとりかかってみよう。

第4表及び第5表をごらんいただきたい。

最初の作業は推古天皇の崩御年干支から順番に単純に遡っていく作業である。

推古天皇の崩御年干支は戊子である。「第4表干支一覧」でいえば25番目の干支である。これは西暦628年に当たり、これが基準になる。推古天皇の一代前は崇峻天皇である。同天皇の崩御年干支は壬子である。25番目の戊子を遡っていっても壬子はない。逆に下った49番目に現れる。つまり一巡前の干支と分かる。そこで、25に60を加えて49を引けばよい。36年差(85-49)ということが分かる。つまり、崇峻天皇は西暦592年(628-36)に崩御した計算になる。このようにして単純に順々に遡っていく。

その結果を示したのが第5表の「実年一次推計(P)」欄の数値である。何の手も加えず、古事記の記す崩御干支を単純に遡っていったもので、加工の余地はなく、推計の名にもあたらない。これは古事記の崩御干支を全面的に信用した結果のことである。

次の作業に移ろう。第5表の「崩御年差(S)」欄の数値の意味を説明しよう。ある崩御年とその一つ後の崩御年(西暦年)との差を単純に求めただけの数値である。たとえば崇峻天皇の崩御年は西暦592年。次の推古天皇は西暦62

第4表 干支一覧

番号	干支								
1	甲子	13	丙子	25	戊子	37	庚子	49	壬子
2	乙丑	14	丁丑	26	己丑	38	辛丑	50	癸丑
3	丙寅	15	戊寅	27	庚寅	39	壬寅	51	甲寅
4	丁卯	16	己卯	28	辛卯	40	癸卯	52	乙卯
5	戊辰	17	庚辰	29	壬辰	41	甲辰	53	丙辰
6	己巳	18	辛巳	30	癸巳	42	乙巳	54	丁巳
7	庚午	19	壬午	31	甲午	43	丙午	55	戊午
8	辛未	20	癸未	32	乙未	44	丁未	56	己未
9	壬申	21	甲申	33	丙申	45	戊申	57	庚申
10	癸酉	22	乙酉	34	丁酉	46	己酉	58	辛酉
11	甲戌	23	丙戌	35	戊戌	47	庚戌	59	壬戌
12	乙亥	24	丁亥	36	己亥	48	辛亥	60	癸亥

8年。従ってその差は36年(628-592)となる。36のあとに(12)とある。

その意味は後述することとし、ここではもう一例あげよう。崇峻天皇の一つ前は用明天皇で、その崩御年は西暦587年。従って両天皇の崩御年差は5年(592-587)となる。まさに単純作業の結果なのでこれ以上言を弄する必要はあるまい。

さて、「36(12)」と記された(12)の意味を記そう。

これは既述したように、暦法の開始は推古12年(604年)と仮定しているので、基準年は628年ではなく604年としなければならない。つまり2倍年暦の対象となるのは604年以前となる。崇峻天皇と推古天皇の崩御年差は12年(604-592)ということになる。これが(12)の意味だ。

次の欄に移ろう。第5表の「S÷2」から直ちにお分かりになるように、左欄の「崩御年差(S)」をただ2で割っただけの数値である。一言の説明も不要であろう。

さて、いよいよ絶対年代の推計である。結果は「推計実年の(A案)と(B案)」に示してある。

まず(A案)の欄をご覧ください。

基準年を推古12年(604年)とし、そこから順々に「S÷2」で算出した数値を差し引いていく。その結果が(A案)で、これが求められた実年である。

第5表 実年代推計

代	天皇名	古事記崩御年	実年一次推計(P)	崩御年差(S)	S÷2	推計実年	
						(A案)	(B案)
1	神武	戊寅(書紀)	(78)	(240)	120	341	384
2	綴靖	—					
3	安寧	—					
4	懿徳	—					
5	孝昭	—					
6	孝安	—					
7	孝霊	—					
8	孝元	—					
9	開化	—					
10	崇神	戊寅年十二月	318	37	18.5	461	504
11	垂仁	—					
12	景行	—					
13	成務	乙卯年三月	355	7	3.5	479	522
14	仲哀	壬戌年六月	362	32	16	483	526
15	応神	甲午年九月	394	33	16.5	499	542
16	仁徳	丁卯年八月	427	5	2.5	515	558
17	履中	壬申年正月	432	5	2.5	518	561
18	反正	丁丑年七月	437	17	8.5	520	563
19	允恭	甲午年正月	454	35	17.5	529	572
20	安康	—					
21	雄略	己巳年八月	489	38	19	546	589
22	清寧	—					
23	顕宗	—					
24	仁賢	—					
25	武烈	—					
26	継体	丁未年四月	527	8	4	565	608
27	安閑	乙卯年三月	535	49	24.5	569	612
28	宣化	—					
29	欽明	—					
30	敏達	甲辰年四月	584	3	1.5	594	637
31	用明	丁未年四月	587	5	2.5	595	638
32	崇峻	壬子年十一月	592	36 (12)	18 (6)	598	641
33	推古	戊子年三月	628			604	659
34	舒明	在位 13年					—
35	皇極	在位 3年					—
36	孝徳	在位 10年					—
37	斉明	在位 7年					—
38	天智	実質在位 10年					—
39	弘文	在位 1年					
40	天武	在位 14年				690	690
41	持統	持統 6年					

- 注1 推計実年(A案)は基準年を604年(推古12年)として算出。
 2 推計実年(B案)は基準年を690年(持統4年)として算出。結局A案+43年。
 3 神武天皇は古事記に崩御年不記述。日本書紀では戊寅年崩御になる。崇神も戊寅年崩御。神武の崩御年は両天皇の崩御差を120年と仮定して算出したひとつの参考値(本文参照)
 4 弘文天皇は『日本書紀』では即位していない。

たとえば、推古12年(604年)と一代前の崇峻天皇の崩御年差は6年(6)。そこで崇峻天皇の実際の崩御年は西暦598年(604-6)と考えられる。さらに、崇峻天皇と用明天皇の崩御年差(「S÷2」の欄)は2.5年。そこで用明天皇の実際の崩御年は西暦595年(598-2.5)と考えられる。以下、同様に遡っていけば(A案)の結果が得られる。

最後に『古事記』によって遡れるのは第十代崇神天皇までである。それ以前は全く崩御年干支が記されていない。『日本書紀』によると初代神武天皇の崩御干支は戊寅と見られ、崇神と同一干支である。神武と崇神は九代差あり、すべて父子継承だったとしている。一代20年とすれば、180年の開きがあるともいえる。だが、すべて親子というのはにわかには信じがたく、兄弟継承もあったらうから、実質6代差として、ここでは一応120年差とした。

単に参考値にすぎないが、これに従えば、神武天皇の崩御年は西暦341年頃とみなされる。

次は(B案)である。

持統4年(690年)を基準とし、それより以前は2倍年暦と考えた場合の実年代を示したものである。持統4年(690年)と推古12年(604年)との差は86(690-604)である。そこで実年差は43年(86÷2)と計算される。すなわち、(A案)に43年を加えれば自動的に(B案)になるわけである。

以上が実年代推計のすべてである。

だが、この推計結果に大方の人は一様に驚かれよう。とりわけ古代史学界の人々は驚愕されるに相違ない。驚愕に目を見開くその表情が眼前に見て取れるようである。なにしろ従来より数年から数百年も古代天皇の生存年齢が新しくなってしまったからである。仁徳天皇はたかだか6世紀の人物という結果に驚愕しない人はいまい。だが、その驚愕は苦笑に代わり、ついで無視に変化することであろう。「そんな、馬鹿な！」の一言で葬り去ろうとするに相違ない。

しかし、以上の結果は少しも推計になって

いない。ひたすら『古事記』に記された崩御年干支を信じ、何ら加工も、算式ひとつ導入せず、ただただ単純に『古事記』にしたがって二倍年暦換算しただけの結果にすぎないのだ。

そこで、こういうことが言える。もしもこの結果が実年代をよくあらわしているとすれば、それは『古事記』の記述、したがって記述の元になった伝承は、実に正確だったということになる。

では、実際に『古事記』から導き出された実年代は本当に実際の実年代をあらわしているのであろうか。

次号から私はその検証を試みてみたいと思う。検証なしなら(A案)も(B案)も単に絵に描いた餅と言われても致し方ない。

私は主として次の史料に基づいて検証を行ってみたい。

第一は金石文である。そこに絶対年代(実年代)が刻まれている場合がある。

第二は中国側史料である。中国の史書は豊富であり、かつ、絶対年代が記されている。

第三は『日本書紀』である。その年代は全く信用できないが、各天皇の在位期間(むろん2倍年暦換算したもの)には何らかの史実(伝承)が反映していないかと期待するからである。

検証というからには、実年代に大きなブレがあってはならない。

ぴったりが理想だが、即位の時期や閏月の関係、さらに中国とのやりとりにかかる日数といった色々な要素からブレは出やすい。

が、そのブレはせいぜい数年(2, 3年)前後にとどまる筈である。遠い古代の過去のこと、この条件は非常に厳しい条件といえる。

が、検証という性格上、自らにこれくらい厳しい条件を課しておきたい。5年以上ブレたらその検証は不可としなければならない。

逆に検証が正しければ、それは私の推計が正鵠を突いているから、と言いたい所である。

が、讃辞は『古事記』に捧げたい。なぜならすべての出発点は『古事記』の記述であり、私は単にそれに従ったにすぎないのだから……。

前号に引き続いて、林俊彦氏の「草薙劍異説」を掲載します。

草薙劍異説(4)

名古屋市 林 俊彦

(五)

1、日本のこと

古田先生が「草薙剩」の「クサ」とは「日下」の「日」だ、「クサナギ」は「日那城」だ、としたことをきっかけにこの迷路に入り込んだ私ですが、先生の方はすっかり、「日(ヒ)」、「日本(ヒノモト)」に興味が移ってしまったようで寂しい限りです。日本といえば、万葉集の次の歌をご存知でしょうか。

山上臣憶良の大唐にありし時に、本郷を憶
ひて作れる歌

いざ子ども早く日本へ大伴の御津の浜松待ち
恋ひぬらむ(六三歌)

※ 中西進『万葉集』、講談社文庫

原文: 山上臣憶良在大唐時憶本郷作歌

去来子等 早日本邊 大伴乃

御津乃濱松 待戀奴良武

口訳: さあみんな、早く大和へ帰ろう。

大伴の御津の浜の松も、その名のごとく待ち恋
うているだろう。

強引に御津を三津と解釈し、「日本」を「やまと」と訓じるのが通説のようですが、大伴氏は九州が本場ですし、御津の地は博多近辺に設定するのが自然な理解でしょう。「日本」は「ひのもと」の4音では調子をくずしますから「ひもと」と詠じたのかも知れません。古田先生の言う、倭国以前に存在した日本国、の残映が姿を見せているのではないのでしょうか。すると、もともと九州王朝に関わる歌をいくつか残す山上憶良の「本郷」(出身地)が日本(ひのもと)ということになります。奇しき因縁といいましょうか……。

2、「つるぎ」の意味

最近気づいたのですが、金属製の鋭利な刃状の部分を持つ物体を見て、「これは人殺しを主

とする武器である」と即断するのは、人として健全な精神状態ではないのではないのでしょうか。

「草薙剣」の「剣」の字を見て、これまですべての人がこれを武器と断定してきました。しかし「つるぎ」の言葉自体は元々その意味はなかったと思います。

まさに「つるぎをきる」ものとして使われたのでは？

その類例として、天孫降臨説話の前段で天稚彦の葬儀の時、味緒高彦根神が喪屋をきりたおし、それが美濃の喪山になったという話が出てきますが、使われた剣を「大葉刈（おおはがり）」といいます。

形状ではなく、用途をさす命名でしょう。日本の古代において剣は当初、農耕具の一つでした。もちろん鎌や鋤と同様に時に戦場で使われたでしょうが。

3、人草の人口

イザナギ命が、黄泉国のイザナミ命と最後に別れる時、壮絶な会話をします。

イザナミは「愛しき我が汝夫の命、かく為ば、汝の國の人草、一日に千頭絞り殺さむ」といい、イザナギは「愛しき我が汝妹の命、汝然為ば、吾一日に千五百の産屋立てむ」と応えます。

ここで「人草」とは、並の扱いを受ける「人」と、人にあらず草木扱いされる「草」と呼ばれる人の二種を指すと私は考えますが、それはさておき、一日千人死ねば年間では365,000人、一日千五百人生まれたら年間出生数547,500人その差一日五百人は年間で182,500人。それが平均20年生きたとすれば、3,650,000人。これが古代の日本のある地域のある時期の人口と考えてはおかしいでしょうか。

古田先生もしばしば指摘されるように、神話はそれを聞く人々の常識を満足させるものでなければ、受け入れられるものではありません。総人口365万人。これは概数として不当なものではないでしょう。

イザナギ、イザナミの縄文期か、イザナミを貶めた天孫降臨期か、最終的に改変を加えた8世紀か、時期の解釈は分かります（私は縄文期と見たい）。

河内の日下の件は、また次回にまわします。（初出：「東海の古代」14号、1997（平成9）年1月）

《番外編》

『和名抄』のクサ

古田先生が草薙剣と愛知郡日（下）部郷を結び付けたことを発端に前回まであれこれ書いてきましたが、次に地名としての「クサ」にこだわって「日下の王国」の仮説を述べる予定でした。

以下は『和名抄』に出現する地名です。

【常陸国】那賀郡日下部郷

【武蔵国】児玉郡草田郷

【越前国】足羽群草原郷

【尾張国】愛知郡日部郷、中島郡日部郷

【志摩国】英虞郡芳草郷

【山城国】紀伊郡藻草郷

【河内国】日下郷

【和泉国】大島郡日下部郷

【紀伊国】名草郡

【石見国】那賀郡久佐郷

【因幡国】法美郡大草郷、八上郡日部郷、智頭郡日部郷、高草郷

【出雲国】意字郡大草郷、飯石郡草原郷

【伯耆国】河村郡日下郷、会見郡日下郷

【備前国】小田郡草壁郷

【肥後国】天草郡天草郷

「クサ」にこだわって列举してみました。クサ（カ、カベ）の地名は関東以西の全国各地に散らばっています。何度も言うように、古代において「草」は地域を特定するには不向きな語です。また「草」にはカヤの語も対応しており無視できません。

「日」としてのクサの地名の全国的な広がりとして私は追求しています。

古田先生が日本（ひのもと）問題を提起されていますが、憶良の歌を見てもわかるように、難波と日本は一体のものとして見えるようです。

一方、私は日下（くさか）を追求しておりこれも難波と深く関わります。「日本と日下」の関係を再整理したいので一回お休みし、頭をひねってみます。また中断し申し訳ありません。

（初出：「東海の古代」15号、1997（平成9）年2月号）

ひろば

『二中歴』に関する文献の留意点

瀬戸市 林 伸禧

古代逸年号の基本資料である『二中歴』について、様々な文献を調べているうち、次のような問題点が判明しましたので報告します。

1 『古辞書の研究』（川瀬一馬著、初版：昭和30年11月発行、講談社）について

この書物は、奈良朝から室町末期に至る9世紀間におよぶ古辞書百数十種を精査し、編纂から内容構成、製作過程、時代に拠る内容増補、各種異版などについて考究しています。

『二中歴』及び『二中歴』の原拠本である『懷中歴』、『掌中歴』についても記述しています。

『二中歴』の成立時期については、388頁で、次のように記述されております。

二中歴の編録は順徳天皇の時代、承久以前、健保の末年におこなわれたものであろうと思はれる。—中略—

その他年代・補任の記事を見るに、—中略—
同じく二中歴編録所用両歴の或る種の傳本に建久の末年頃までの増補が行われていたものがあつた事実を示すものと言ひ得えよう。

要するに二中歴の編者が参考に用いた両歴の傳本には種々内容を異にするものがあったのである。
(下線は引用者)

また、389頁では

以上、二中歴の成立並びにその伝承に関して考究したのであるが、二中歴は順徳天皇の建久の末年頃の編録にかゝるものであるけれども、補任・年曆等に於ける増補の外は、主として掌中歴と懷中歴との内容その儘存してゐるから、—後略—

と述べております。

ここで問題となるのは、「健保の末年」は、建保6(1218)年で順徳天皇(84代)の時代(在位：1210〈承元4〉年～12211〈承久3〉年)であり、

「建久の末年」は、建久9(1198)年で、土御門天皇(83代)の時代(在位：1198〈建久

9)年～1210〈承元4〉年)であるから、文言に矛盾が生じています。

このことから、「順徳天皇の建久の末年」は「順徳天皇の健保の末年」の誤りであると思われます。この誤りは、原稿の誤りか印刷の過程での誤りか不明です。

また、当該書物は、雄松堂出版が復刻版を発行し、さらに、オンデマンド出版をしていますので、この誤りについての対応を雄松堂出版に照会しましたが、現在(平成20年4月1日)まで回答がありません。

2 『国史大辞典』11巻(吉川弘文館発行)における『二中歴』解説文について

『二中歴』の解説で

鎌倉時代建久の末年ころの成立。『掌中歴』と『懷中歴』を合わせて編輯したためにその名がある。—中略—

本書の古写本は鎌倉時代末期の写本である尊経閣文庫所蔵本(複製本『尊経閣叢刊』)が唯一で、他の写本はいずれもこの本の弘治写本の転写本であり、活字本は『(改定)史籍集覧』二三に収められている。

参考文献 和田英松『本朝書籍目録考証』、川瀬一馬『古辞書の研究』、『古写本二中歴解説』(『尊経閣叢刊』二中歴解説) (山田英雄)と記述されています。

前項により、「建久の末年」は「健保の末年」の誤りですので、吉川弘文館に照会したところ、

- ・項目執筆者の山田英雄氏が亡くなられているので、確認のしようがない。
- ・正誤表は作成していないが、「増刷りの折りに少しずつでもよりよい辞典に改めご利用をいただくという原則で改訂をすすめている現状です。」

と述べておりました。

なお、『国史大辞典』での『二中歴』の解説文が、『日本史文献解題辞典』にそのまま転記されているので、吉川弘文館では

- ・『日本史文献解題辞典』の編者と相談の上、重版の折には訂正したいと考えている。

とのことでした。

3 『改定史籍集覧』、『古事類苑』天部・歳時部に記載されている『二中歴』について

3月例会報告

「兄弟六年 戊寅、藏和五年 己卯」と記載されていますが、正しくは「兄弟六（一）年 戊寅」と異説を記載すべきものと思います。

最古写本である「前田尊経閣文庫本（影印版：尊経閣善本影印集成14～16『二中歴』一～三）」の、大宝以前の年号群に、「兄弟六（一）年 戊寅」と異説が記載されています。最古写本の書写本である實暁本（弘治写本）及び同系統の書写本でも異説が書写されていますが、活字本では、異説が削除されています。

また、次の理由により、年号「兄弟」の通用期間は一年が正しいと思います。

- ・干支「戊寅」の次は「己卯」ですので、次に記載されている「藏和」年号の五年は「兄弟」年号の五年間と重複します。
- よって、重複年数「五年」を差し引いた「兄弟一年 戊寅」であれば、整合が取れます。
- ・善記から大化までの各年号の通用年数を合計すると、百八十九年です。

それに、重複の五年を差し引くと百八十四年となります。

これは、大宝以前年号群の末尾一行に記載されている「已上百八十四年」と合致します。

このことから、原本は「兄弟一年 戊寅」であったが、書写が繰り返されているうちに「兄弟六年 戊寅」となったが、そのうち誤りに気がつき、「兄弟六（一）年 戊寅」と書写されたと推定します。

また、古代逸年号を登載している他の文献『海東諸国記』、『如是院年代記』等では、すべて「兄弟一年 戊寅」です。

なお、『年号の歴史』（所功著）では、『改定史籍集覧』を引用しています。

4 『日本古代新史』（古田武彦著）での前田尊経閣文庫本『二中歴』の翻刻について

翻刻文（214頁）で、「朱鳥九年 辛戌」と記述してありますが、正しくは「朱鳥九年 丙戌」です。

印刷上の誤りです。

また、『古事類苑』、『改定史籍集覧』とも「朱鳥九年 丙戌」です。

○ 明治時期の「筑摩県」及び長野県内の「筑摩神社」について

岐阜市 竹内 強

両面宿儺すくな伝説に関して、長野県内の「筑摩」について説明された。

○ 「筑後国風土記」の成立に関する考察

名古屋市 石田敬一

「筑後国風土記」の成立時期は600年前後であると発表された。

○ 古代史の再検討（1）—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

「東海の古代」91号で発表した内容を説明された。

○ 草薙剣異説・外説—「鬯草」とは—

瀬戸市 林 伸禧

連載中の林俊彦著「草薙剣異説（2）」で述べられていた「鬯草」とは、「わかめ」であるとした青山富士夫説（『東京古田会ニュース』20号、平成2（1990）年7月）を紹介された。

○ 両面宿儺すくな伝説についての一考察Ⅱ

岐阜市 竹内 強

岐阜県飛騨地方は、古墳及び伝説並びに中日新聞記事（平成19年9月28日）から九州王朝が征服したと思われると述べられた。

「ひろば」での原稿募集

エッセー、紀行文、各地の遺蹟・探方記事、書物の感想など何でも結構です。

また、古代史の研究の「ヒント」なる事項などは大歓迎です。

4月例会に参加を

日 時：4月13日（日）午後1時30分～5時

場 所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下
駐車場：南隣、有料（30分170円）

・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

参加料：500円（会員無料）

今後の予定

5月例会：5月18日（日）名古屋市市政資料館
6月例会：6月8日（日）名古屋市市政資料館
例会は原則として毎月第2日曜日ですが、**5月例会は第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、なるべく「16部」をご用意します。

※ 第1表は、前号で掲載済みですが改めて掲載します。

第1表 記紀に見る古代天皇の没年令表

代	天皇名	古事記・歳	書紀・歳	古事記崩御年	代	天皇名	古事記・歳	書紀・歳	古事記崩御年
1	神武	137	127	—	21	雄略	124	(93)	己巳年八月
2	綴靖	45	84	—	22	清寧	—	(39)	—
3	安寧	49	57	—	23	顕宗	38	(48)	—
4	懿徳	45	77	—	24	仁賢	—	(50)	—
5	孝昭	93	114	—	25	武烈	—	57	—
6	孝安	123	137	—	26	継体	43	82	丁未年四月
7	孝靈	106	128	—	27	安閑	—	70	乙卯年三月
8	孝元	57	116	—	28	宣化	—	73	—
9	開化	63	115	—	29	欽明	—	—	辛卯年四月 (法王帝説)
10	崇神	168	120	戊寅年十二月	30	敏達	—	(24)	甲辰年四月
11	垂仁	153	140	—	31	用明	—	—	丁未年四月
12	景行	137	106	—	32	崇峻	—	(72)	壬子年十一月
13	成務	95	107	乙卯年三月	33	推古	—	75	戊子年三月
14	仲哀	52	52	壬戌年六月	34	舒明	—	(49)	—
-	神功皇后	100	100	—	35	皇極	—	—	—
15	応神	130	110	甲午年九月	36	孝徳	—	—	—
16	仁徳	83	(110)	丁卯年八月	37	斉明	—	—	—
17	履中	64	70	壬申年正月	38	天智	—	—	—
18	反正	60	(60)	丁丑年七月	39	弘文	—	(25)	8ヵ月
19	允恭	78	(80)	甲午年正月	40	天武	—	—	—
20	安康	56	(56)	—	41	持統	—	—	—

注：記紀のほか「歴代天皇全史」（学習研究社）などを参照して作成。（ ）内は扶桑略記。